

## 紫波町空き家バンク仲介事業者募集要領

### 1 目的

紫波町空き家バンク事業実施要綱（平成 30 年紫波町告示第 269 号。以下「要綱」という。）の規定に基づく空家の仲介を行う宅地建物取引業者を募集し、空家の有効活用による定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### 2 定義

この要領において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）における免許を受けている事業者をいう。
- (2) 仲介 空家物件の調査の協力、空き家バンク利用者に対する現地案内、契約に関する連絡調整、契約をいう。

### 3 申込要件

宅地建物取引業者であって、誠意を持って仲介を履行するものであること。

### 4 申込方法

紫波町空き家バンク仲介事業者登録申込書（様式第 1 号）により町長に提出するものとする。

### 5 登録

町長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、空き家バンク仲介事業者として登録し、空家の仲介に関する協定を締結する。